

兵庫県公報

平成24年9月28日 金曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

病院局管理規程	ページ
○ 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	1

病院局管理規程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成24年9月28日

兵庫県病院事業管理者 前田 盛

兵庫県病院局管理規程第8号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の給与に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。
第32条の2に次の1項を加える。

- 5 前3項の規定にかかわらず、病院局と診療の応援に関する協定を締結する大学（大学院を含む。以下この項において「大学」という。）において診療応援業務に従事したときの診療応援手当の額は、勤務1回につき、次の表の左欄に掲げる区分（従事時間数には、旅行に要する時間は含まない。）に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

区 分	金 額	
大学における診療応援業務の従事時間数	3時間以上の場合	7,500円
	3時間未満の場合	5,000円

附 則

この管理規程は、平成24年10月1日から適用する。